

令和5年度 あさぎり町議会第7回会議会議録（第15号）						
招集年月日	令和5年10月4日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和5年10月4日 午前10時08分			議長	森岡 勉
	散会	令和5年10月4日 午前10時27分			議長	森岡 勉
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 13名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷 節雄	○	8	豊永 喜一	○
	2	岩本 恭典	○	9	山口 和幸	○
	3	難波 文美	○	10	永井 英治	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	皆越 てる子	○
	5	橋本 誠	○	12	小見田 和行	○
	6	小出 高明	○	13	溝口 峰男	○
	7			14	森岡 勉	○
議事録署名議員	8番 豊永 喜一 9番 山口 和幸					
出席した議会書記	事務局長 山本 祐二 事務局書記 早川 幹					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	北口 俊朗	○			
	総務課長	山内 悟	○			
	財政課長	伊津野 博子	○			
	生活福祉課長	蓑田 輝幸	○			
	健康推進課長	大藪 哲夫	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

### 議事日程（第15号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 議案第30号 あさぎり町消防団新基準活動服の買入れについて  
日程第 3 議案第31号 令和5年度あさぎり町一般会計補正予算（第6号）について  
日程第 4 発議第 2号 あさぎり町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について  
日程第 5 発議第 3号 あさぎり町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 6 発議第 4号 あさぎり町議会基本条例の一部を改正する条例について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 議案第30号 あさぎり町消防団新基準活動服の買入れについて  
日程第 3 議案第31号 令和5年度あさぎり町一般会計補正予算（第6号）について  
日程第 4 発議第 2号 あさぎり町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について  
日程第 5 発議第 3号 あさぎり町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 6 発議第 4号 あさぎり町議会基本条例の一部を改正する条例について
- 

### 午前10時08分 開 会

- 議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。着席ください。
- ◎議長（森岡 勉君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、令和5年度あさぎり町議会第7回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。
- ◎議長（森岡 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は会議規則第124条の規定によって、8番 豊永喜一議員、9番 山口和幸議員を指名します。
- ◎議長（森岡 勉君） 日程第2、議案第30号あさぎり町消防団新基準活動服の買入れについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（北口 俊朗君） おはようございます。本日はよろしくお願ひいたします。それでは、議案第30号あさぎり町消防団新基準活動服の買入れについて提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町消防団新基準活動服の買入れについて、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願ひします。
- ◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。
- 総務課長（山内 悟君） それではあさぎり町消防団新基準活動服の買入れにつきまして説明申し上げます。本件につきましては入札を令和5年9月29日に行いまして落札業者と仮契約を締結しているところでございます。今回の契約の内容でございますが、買入れ物件、あさぎり町消防団新基準活動服、内訳 新基準活動服一式590着。納入場所、球磨郡あさぎり町免田東地内。買入れ価格1,739万3,200円。契約の相手方、熊本市中央区下通1-3-8、下通NSビ

ル6階、株式会社ダイワ熊本支店、支店長 乾 裕喜。契約の方法指名競争入札。この事業につきましては県の球磨川水系防災減災ソフト対策の事業の一環として事業を行うものでありまして補助率は3分の2ということになっております。なお納期につきましては、令和6年3月22日を予定しているところでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ございませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第3、議案第31号令和5年度あさぎり町一般会計補正予算第6号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第31号令和5年度あさぎり町一般会計補正予算第6号について提案いたします。提案理由を申し上げます。令和5年度あさぎり町の一般会計補正予算第6号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億9,935万2,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますよう、よろしく申し上げます。

●財政課長（伊津野 博子さん） 伊津野財政課長。はい、では議案31号について御説明申し上げます。2ページの続きを読み上げます。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。7ページをお願いします。歳入です。目1地方交付税の普通交付税の増額につきましては、今回の補正の財源調整によるものでございます。以上で、財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。生活福祉課所管分の補正予算につきまして、説明をさせていただきます。8ページをお願いいたします。歳出です。1枠目、目1児童福祉総務費の補正予算につきましては、産休職員の代替職員として会計年度任用職員を雇用するもので期間を令和6年1月から3月末までとし、こども家庭支援員を採用するものでございます。各項目において、報酬、社会保険料、共済組合負担金と通勤手当を計上いたしております。以上、生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは健康推進課所管分を御説明申し上げます。8ページをお願いいたします。歳出でございます。2番目の枠の目1保健衛生総務費、節1報酬と節4共済費、節8旅費の費用弁償につきましては、国民健康保険職員の病気休暇に伴います代替職員として会計年度任用職員のひと月分の増額をお願いするものです。現予算で3月分でございますので、4月分とさせていただきます。今年の11月から年明け来年3月までの期間の会計年度任用職員の募集を行うものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。それでは、総務課より今回の補正におけます給与費明細の説明を申し上げます。9ページをお願いいたします。今回は、特別職の補正はございません。次に、一般職の給与費について説明いたします。10ページをお願いいたします。一般職におきましては、会計年度任用職員分としまして生活福祉課と健康推進課の会計年度任用職員の報酬及び共済費を補正しております。今回の補正の総額は、各表の比較の欄に示すとおりであり補正による補正後補正前の額は、格段のとおりでございます。以上で給与費明細についての説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第4、発議第2号あさぎり町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。本案についての、提出者の趣旨説明を求めます。9番、山口議会運営委員長。

◎議会運営委員長（山口 和幸 君） はい。おはようございます。それでは発議第2号、300万までの請負緩和のことでありますが、議会運営委員会の委員長のほうから提案を申し上げます。発議第2号、あさぎり町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定につきまして、御説明をいたします。昨年、地方自治法の改正によりまして、議員は300万までの町からの請負が可能となる旨緩和されました。今回この条例ではそういったことがあった場合には、議長に届け、公表することを目的とした内容となっております。詳しい内容につきましては、配付のとおりでありますので、よろしくをお願いいたします。以上であります。

◎議長（森岡 勉君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。はい。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第5、発議第3号あさぎり町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案についての提出者の趣旨説明を求めます。9番、山口議会運営委員長。

◎議会運営委員長（山口 和幸 君） はい。それでは、発議第3号につきまして倫理条例の改正でございますが、議会運営委員長のほうから提案を申し上げます。発議第3号あさぎり町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明をいたします。先ほどの発議第2号でありました内容に伴い今の政治倫理条例は、町長など及び議員が、町からの受入れを辞退するなど努める部分がありましたが、今回この条例、今回この条例改正で、議員個人の請負が緩和され、緩和されることになりましたことで、一部を改正するものでございます。詳しい内容につきましては配付のとおりでありますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありません

か。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） 日程第6、発議第4号あさぎり町町議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案についての、提出者の趣旨説明を求めます。5番、橋本議会活性化委員長。

◎議会活性化調査特別委員長（橋本 誠君） おはようございます。それではですね、発議第4号あさぎり町議会基本条例の一部改正する条例の制定につきましての説明をいたします。昨年からの検討を重ねてきた町長選挙と議員選挙を同日出来ないかということにつきまして、このような重要な案件は、まず町民の声を聞くことが大事でなかろうかということになりました。そこで今回議会運営の最高機関、機関である基本条例の一部を改正するものです。第18条、議員と町長の同時選挙をするための議論は、行政改革の視点ではなく、町政の現状と課題を考慮するとともに参考人制度や公聴会制度を活用し、町民の意見を徴収するものとする。2、前項を実施するために特別委員会を設置するものとする。3、議会の自主解散への発議は、法律第76条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、提案理由を付して必ず議員が提出するものとする。詳しい内容は、配付のとおりですので、よろしく願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。令和5年度あさぎり町議会第7回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午前10時27分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 12 月 1 日

議 長 森岡 勉

署名議員 豊永 喜一

署名議員 山口 和幸